

高松市監査委員告示第28号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年7月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

# 財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課又は監査対象団体等		措置通知日
1	R6	R7.2.28	第11号	指摘	所管課による指導監督体制について	P5	市民局	仏生山総合センター	R7.6.12
2				指摘	指定管理業務の適正な遂行について	P7	あなぶき・ことでんコンソーシアム		

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

# 財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査対象	令和6年度/市民局		
告示番号	高松市監査委員告示第11号	告示日	令和7年2月28日
区分	指摘		
意見の項目	所管課による指導監督体制について		
意見の内容	所管課は、指定管理業務の遂行状況を把握し、必要に応じて協議するなど、指定管理者と連携を取り、指定管理業務が協定書や管理運営基準書等に基づき適正に実施されるよう、指導監督体制を構築されたい。		
公表文該当ページ	P5		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年6月12日
所管課等	市民局 仏生山総合センター
措置を行った団体等	—
措置結果	<p>本件指摘事項については、監査結果報告を受け、指定管理者（あなぶき・ことでんコンソーシアム）に必要書類の提出や申請及び報告を求めるとともに、各種マニュアル等の作成に当たっては事前協議を行うよう指導し、基本協定書等を遵守して、適正に指定管理業務を遂行するよう、改めて指導した。</p> <p>今後は、当課において基本協定書等に基づいた業務が実施されているか、適宜チェックを行うとともに、必要に応じて仕様書等の内容を協議するなど、指定管理者との連携に努めることとしている。</p>

# 財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査対象	令和6年度/あなぶき・ことでんコンソーシアム		
告示番号	高松市監査委員告示第11号	告示日	令和7年2月28日
区分	指 摘		
指摘の項目	指定管理業務の適正な遂行について		
指摘の内容	指定管理業務について、協定書や管理運営基準書等を遵守した業務体制を構築するとともに、必要に応じて協議及び報告を行うなど所管課と連携し、指定管理業務を適正に遂行されたい。		
公表文該当 ページ	P7		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年6月12日
所管課等	市民局 仏生山総合センター
措置を行った 団体等	あなぶき・ことでんコンソーシアム
措置結果	<p>本件指摘事項については、監査結果報告を受け、所管課に必要書類を提出し、承認を得たほか、危機管理マニュアル等の作成に当たり、所管課と協議を行った。</p> <p>今後においては、基本協定書等を遵守するとともに、管理運営及び事業実施において必要な事務処理を徹底し、所管課と連携して適正な指定管理業務の遂行に努めることとしている。</p>